

[事案 21-22] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成 21 年 6 月 12 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 3 月 3 日 裁定打切り

< 事案の概要 >

銀行を通じて変額個人年金保険に加入(増額)したが、手続き時の不備、苦情申出後対応における不適切な点があったので、契約を無効とし、既払込保険料を返還して欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成17年10月、投資信託の検討時に銀行員から変額個人年金保険(保険料一時払)の勧誘を受け、同保険に加入し、翌11月に増額したが、いずれの際にも手続きの遅れがあり、不利益を被った。

下記理由により契約、増額手続きは無効であり、払い込んだ保険料600万円(当初契約400万円と増額200万円)を返還するとともに、経過期間の利息を支払って欲しい。

- (1) 募集ルール違反があり、銀行が事務処理ミスを重ねたこと及び保険会社の職員の説明不足により適切な事務処理がなされなかったこと。
- (2) 契約の不備のため資金を拘束されたことにより、加入の目的が果たせなかったこと。
(スイッチングができない状況に置かれた)
- (3) 苦情申出対応後、銀行が不備の事実を隠蔽・放置したこと、及び保険会社職員に説明不足があった。

上記申立内容が認められない場合、投資商品であるにもかかわらず投資日が確定しない商品自体に欠陥があることもあることから、同額の損害賠償を支払って欲しい。

< 保険会社の主張 >

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集ルール違反ではなく、適切な事務処理がなされなかったわけではない。また、錯誤、詐欺、強迫、消費者契約法違反等の無効・取消事由は存在しない。
- (2) 加入目的が果たせなかったとの主張についても、無効、取消事由にはあたらない。
- (3) 契約日・増額日の取扱いについては、約款等に記載しており、その約款等は金融庁の認可を得ている。
- (4) 増額に際して、増額日の誤案内があったが、これについては増額日訂正で解決するのが妥当であると考えられる。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社提出の書面により審理を進めていたが、申立人は、裁定申立後も、裁定手続きによることなく、保険会社及び募集代理店(銀行)と、本件に関する交渉を行っていることが提出文書から明らかであるため、当審査会は裁定手続き外での交渉による解決を優先する申立人の意思を尊重し、生命保険相談所規程第 38 条 1 項(4)により、裁定手続きを打ち切った。